



第 60 回理事会を開催

1月20日(木)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第60回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要是次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員の改選

役員候補者推薦委員会において、候補者名簿案を作成し、3月に開催される第61回理事会において提案することとなりました。

2. 令和4年度各種表彰の推薦

来年度に予定している各種表彰の推薦候補者が決定しました。なお、当協会長表彰の優良従事者等表彰につきましては、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3月の理事会で協議することとなりました。

【報告事項】

1. 実務者研修会及びトップセミナーの開催結果

12月10日(金)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて開催された概要及びアンケートの調査結果等について報告しました。

2. 産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果

1月18日(火)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて開催された概要等について報告しました。

3. 会員の異動

入会があったため、1月12日(水)現在の正会員は196社、賛助会員は22社、合計218社であることを報告しました。

4. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

5. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

【その他】

1. 災害廃棄物委員会委員の推薦

加藤副会長を災害廃棄物委員会委員に推薦することが決定しました。

2. メールによる情報提供

新たな情報提供のツールとして、希望する会員に対し電子メールでの情報配信を行っていきました。

3. 野生イノシシ死骸回収業務及び布マスクの希望確認

県担当所管から、①野生イノシシ死骸回収見積もりの協力依頼、②国が実施した事業に生じたマスクの在庫の募集要項等について説明を行いました。

産業廃棄物処理検定の試験対策研修会を開催

1月18日(火)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて、「令和3年度 産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、会員25名が参加しました。

上部団体である公益社団法人全国産業資源循環連合会では、日頃から産業廃棄物処理に携わる排出事業者や処理事業者の方を主に対象に、令和4年2月13日(日)、栃木会場をはじめ全国13会場において「産業廃棄物処理検定」を開催いたします。そこで、当協会の湯澤常務理事が講師を務め、「産業廃棄物処理検定」の合格を目的とした試験対策研修会を開催し、産業廃棄物処理の基礎、委託契約、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、帳簿等を学ぶほか、模擬テストを行いました。この「産業廃棄物処理検定」は、廃棄物を処理するうえで必要な基礎知識を正しく習得していることを評価するために実施するものです。



【講義する湯澤常務理事】



【会場風景】

許可申請等に関する講習会の追加開催について(栃木会場)

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和3年度許可申請等に関する講習会の追加開催が次のとおり栃木会場でも行われます。

受講される方は、振興センターのホームページから申込みください。

■ 栃木会場の追加開催日程

課程	開催日時	時間	会場	定員
【新規】 収集・運搬	2022年3月2日(水)	13:30	栃木県総合文化センター 特別会議室(3F)	75
	2022年3月3日(木)	9:50		75
【更新】 収集・運搬	2022年3月2日(水)	9:50	宇都宮市本町1-8 TEL028-643-1000	75
	2022年3月3日(木)	13:30		75

○当協会で受講申込み及び講義動画が視聴できます！

パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。(許可講習会の受講料のみ)是非、御相談ください。TEL028-612-8016

《令和4年度 許可申請等に関する講習会の開催日程の公表日等について》

- 開催日程公表日 令和4年3月22日(火) 9:00
来年度は試験開始時期が5月末であるため、4月～5月の日程の先行公表は行いません。
- 受付開始日時 令和4年4月1日(金) 9:00
申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申込のみです。

～会社訪問～

《会社訪問》

今回も、青年部から瀧田部員の株式会社マルキ産業と村上部員の陽南自動車株式会社を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社マルキ産業 代表取締役 瀧田 武司

住 所：栃木県宇都宮市平出町 280-2 TEL 028-660-4906 FAX 028-660-4907

創 業：昭和 53 年、従業員 11 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）：栃木県 許可番号 第 00900073484 号

- ・燃え殻、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、鉱さい、がれき類

○特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）：栃木県 許可番号 第 00950073484 号

- ・廃酸（腐食性）、廃アルカリ（腐食性）、感染性産業廃棄物

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

- ・宇都宮市、高根沢町、さくら市

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県、茨城県 取得
- ・エコアクション 21 認証取得

3 施設概要

当社では感染性廃棄物の収集運搬を中心とした事業を営んでおります。また、産業廃棄物、事業系一般廃棄物を合わせることにより、包括的な廃棄物管理をお客様にご提案させて頂いております。その他に機密書類等の収集運搬処理、事業所や一般ご家庭の片付け等も展開しております。

4 会社からひと言

廃棄物はこれまで何度も取り扱い方法が変化しており、併せて自治体毎の取組み方の違いもあり、より複雑に、より難しい取り扱いを求められております。当社でも難解な廃棄物に直面する事がございますが、協会の方々のお力や排出事業者様のご理解を得られる事で適正処理をする事がでております。

改めてご協力頂いている協会の方々をはじめご理解ある排出事業者の皆様に感謝申し上げ、これからも皆様と力を合わせ、廃棄物適正処理に向けた取組みをしていく所存でございます。



～会社訪問～

1 会社概要

会社名：陽南自動車株式会社

代表者：代表取締役 中村 めぐみ

住所：栃木県宇都宮市不動前 4-1-14 TEL 028-634-6331 FAX 028-634-6335

住所：栃木県河内郡上三川町磯岡 34 TEL 0285-56-8477 FAX 0285-56-8478

創業：昭和 26 年 7 月 1 日 従業員 20 名

事業内容：特殊車両販売及び自動車整備業

2 主要商品

塵芥収集車、バキューム車、吸引車、清掃車、除雪車、その他清掃車両（特殊車両全般）

特装主要メーカー：新明和工業株式会社（塵芥車、アームロール、リフター付車両、散水車、飲料水車等）

東邦車両（バキューム車、汚泥吸引車等）

KATO（スイパー）

ワイエンジニアリング（除雪車ウニモグ）

他、構内清掃車（スイーパー、スクラバー等）

3 事業概要

・車両整備事業：車検整備、一般整備、板金、塗装

・車両販売：一般車両、特殊車両、清掃車両及び清掃機器

《主な認定・認証取得》

・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

4 会社からひと言

弊社は 1951 （昭和 26 年）自動車の販売・整備・修理を目的に設立し、1996 年（昭和 41 年）富士重工業株式会社の特殊車両代理店となり、環境車両・機器への取り組みがスタート致しました。現在は、富士重工業株式会社より事業移管に伴い、新明和工業株式会社の特殊車両代理店として事業展開しております。

自動車という商品が成熟期に入り様々な環境・資源等の問題に対応克服し、塵芥収集車、産業用清掃車、構内運搬車等の各種特殊車両の販売・整備等のご提案、皆様のお役に立てる企業を目指し日夜努力致しております。



陽南自動車株式会社
〒320-0833 栃木県宇都宮市不動前4-1-14
TEL.028-634-6331 FAX.028-634-6335



陽南自動車株式会社 上三川工場
〒320-0833 栃木県河内郡上三川町磯岡34-3
TEL.0285-56-8477 FAX.0285-56-8478

○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしていきたいと思います。

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回から特別管理産業廃棄物について取り上げています。
では、さっそく宿題から。

宿題Q、事業活動に伴って排出される次の産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 洗たく業の洗たく施設から排出されるテトラクロロエチレンを 0.5mg/l 以上溶出する汚泥
- (2) 引火点が 60°C である廃軽油
- (3) 水素イオン濃度指数が 12.0 の腐食性を有する廃アルカリ
- (4) 水素イオン濃度指数が 1.5 の腐食性を有する廃酸
- (5) 病院から排出された感染性病原体が含まれるおそれのある血液が付着した注射針

【解説】

特別管理産業廃棄物に該当する廃アルカリの基準は水素イオン濃度指数が 12.5 以上であることと規定されている（省令第 1 条の 2 第 3 項）ので（3）は誤り。

正解（3）

この問題は多少の科学的な知識が無いと難しかったかもしれませんね。特に数値基準があるものは「暗記」しておかないとなかなか正解に辿り着けない。

（1）の有害物関係は法令集やデータブックでも見なければ正解の濃度はわかりません。かく言う私もわかりません。引火点などは消防法の危険物にも通じる値で、灯油や軽油は第四類第二石油類として引火点 70 度と規定しています。水素イオン濃度指数（pH）も記憶しておかなければ正解値は出ないと思いますが、「中性」は pH7.0 数値が小さくなると酸性、大きくなるとアルカリで特管産廃としては強酸性の pH2.0 以下と規定しています。自分の会社に關係する値位は覚えておきましょう。

「自分の会社に關係する」と書きましたが、これは特管産廃の許可業者さんだけではありません。たとえば、普通の産廃の廃油の許可＜だけ＞を持っている業者さんが特管廃油の基準を知つておく必要があります。と言うのは、普通の産廃の廃油の許可しか持っていない会社が特管廃油を扱ってしまうと、とたんに「無許可」となるからです。

では、ここまで復習問題。

Q、次のうち、特別管理産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出されるものである。

- (1) 引火点 65 度の廃油
- (2) 水素イオン濃度指数が 1.8 である廃酸
- (3) 水素イオン濃度指数が 9.5 である廃アルカリ
- (4) 病院から排出される血の付いた注射針
- (5) 吹き付け石綿を建築物から除去した際に発生する飛散性の廃石綿

～廃棄物処理問題～

【解説】

特別管理産業廃棄物は政令第2条の4で列挙されているが、省令により条件が設定されている場合もある。

(1) は法令上「引火点70度未満」と明示していないが、「軽油灯油類」との例示から、このように取り扱われてきている。

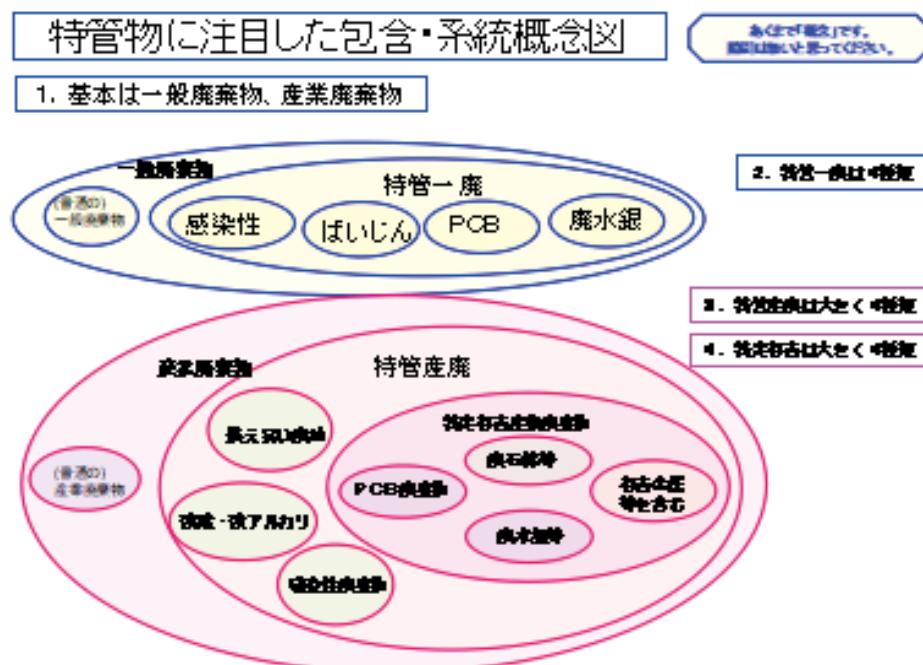
(2)(3) 水素イオン濃度指数が2.0以下である廃酸、12.5以上である廃アルカリは特別管理産業廃棄物である。

(4) は感染性産業廃棄物に該当する。

(5) は「廃石綿等」に該当し、特別管理産業廃棄物である。なお、飛散性のない石綿含有産業廃棄物は特別管理産業廃棄物ではなく、普通の産業廃棄物である。

正解 (3)

特管物はなかなか一筋縄ではいかないですね。一応の「締め」として、特管物に注目して作図した「包含系統図」を添付しておきます。



宿題は、気分一新。処理施設をテーマとしてみましょう。

4



宿題Q

次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の溶融施設、処理能力10t/日
- (2) 動植物性残さの堆肥化施設、処理能力10t/日
- (3) 汚泥の乾燥施設、処理能力120t/日
- (4) ガラスくずの破碎施設、処理能力12t/日
- (5) 動植物性残さの乾燥施設、処理能力150t/日

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
——コラム——

○プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

環境省は2022年1月19日「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を公表しました。2022年4月から、プラスチック資源循環促進法が施行されます。これに伴い市町村は、容器包装プラスチックに併せて、プラスチック製のおもちゃや食器などを回収し、これを容器包装リサイクル協会のルートで再資源化することができるようになります。市町村の分別回収ルールは、市町村が独自の判断で決めるため、多くの自治体はすぐには対応しないかもしれません。しかし、今後プラスチック廃棄物の再資源化に取り組む自治体が増えるでしょう。プラスチック廃棄物は、汚れていたり、電池などが含まれていることも少なくありません。分別のルールを住民に周知することには困難でしょう。資源循環のためには、行政・地域住民と事業者の連携が重要だと思います。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/117382.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年1月31日掲載)

○環境省が「プラスチック資源循環」特設サイトをオープン

環境省は、2022年1月14日、プラスチック資源循環促進法に関する特設サイトを開設しました。プラスチック資源循環促進法は、2022年4月施行されます。この法律は、プラスチック製品の製造者、提供者、排出者、市町村など、関与するすべての当事者の参加と自主的取組みを求めるものです。しかし、何をすればよいのか、ルールがどう変わるのか、分かりにくい部分もあります。そこで、この法律の内容と今後の展開も含め、情報を公開する総合サイトが開設されました。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/news>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年1月24日掲載)

○焼却禁止の例外

環境省は2021年11月30日、廃棄物処理法において禁止される違法焼却の例外に関する通知を発出しました。

2000年の廃棄物処理法改正により、廃棄物の焼却禁止が強化されました。しかし、公益上・慣習上「やむを得ない」焼却で影響が軽微なものは、例外的に禁止から除外されています。除外事由として、風俗慣習、宗教上の行事、農業、林業、漁業関連、たき火などが挙げられていますが、その範囲は明確ではありません。従来の慣習を重視する人と、煙を気にする近隣の住民とのトラブルが増加しているように思います。各地の行政担当者は、その板挟みで苦慮していることでしょう。

環境省は、焼却禁止の例外行為について、この通知で改めて注意を喚起しています。許される慣習とは何か、廃棄物処理法は難しい課題を背負っていると思います。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k107.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年1月11日掲載)

～相談事例～

- こんな時、どうするの？ 1 アスベストを含む廃液の処理
2 個人で収集運搬の許可を更新する時に、運転免許証は必要か



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

スレート葺（側面もスレート使用）の建物の洗浄を依頼されました。洗浄して排出される廃液には、泥、コケなどの他に、アスベストが含まれると思いますが、どのように処理したらいいでしょうか。建物は建設した時期を考慮すると、アスベスト含有建材が利用されていると思われ、廃液にもアスベストが含まれると思います。廃酸、廃アルカリの特別管理産業廃棄物の基準にアスベストはないと思いますが、どうしたらいいでしょうか。

(回答 1)

事業活動に伴って発生した廃液は、酸性を呈するか、アルカリ性を呈するかで、廃酸、廃アルカリのどちらかに該当します。おっしゃる通り、廃酸、廃アルカリの特別管理産業廃棄物の基準にアスベスト含有はありませんので、特別管理産業廃棄物には該当しません。従って、pHが7を境にして、通常の廃酸か廃アルカリに該当します。委託を考えている業者に発生状況を説明し、アスベストが混入している恐れがあることを説明し、受け入れ可能か確認すると良いと思います。

(照会 2)

個人で収集運搬業の許可を取得しているが、年を取ってしまい、自分の運転に自信が持てなくなり、運転免許証を返納しています。収集運搬をする時に運転免許証は必須であると思いますが、個人で収集運搬の許可を取得している場合、収集運搬の許可更新に運転免許は許可の条件になりますか。

(回答 2)

廃棄物処理法の収集運搬の許可基準に基づく運転免許はありません。従いまして、運転免許証がなくても許可の更新はできます。個人事業主として、指揮監督のもと、運転免許証を所持している方に収集運搬を実施させれば問題ないと思います。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（2月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

（主な事業）

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

（その他）

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

栃木県食品ロス削減推進計画【概要版】

令和3（2021）年10月
栃木県環境森林部資源循環推進課

計画策定の趣旨

世界では栄養不足の状態にある人が多数存在する中、日本では食料の多くを輸入に依存している一方、食品ロスが大量に発生しています。

このような状況の中、本県の食品ロス発生の特性を踏まえた食品ロス削減のための施策を総合的に推進することが重要であることから、新たに計画を策定するものです。

計画の位置付け

- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく計画
- 栃木県資源循環推進計画等関連計画の食品ロス削減に関する個別施策に関する実行計画



「もったいない」と、
ひとつずつ。

食品ロス削減シンボルマーク
・キャッチコピー

計画の期間

令和3（2021）～令和12（2030）年度までの10年間

食品ロスを取り巻く国内外の現状

世界の現状		日本の現状			
食料廃棄量	約13億t（年間生産量の約1/3）	食品ロス発生量	600万t	食料自給率	カロリーベースで37%
飢えや栄養に苦しむ人々	約8億人	貧困の状態	6人に1人が貧困状態		
食料部門の温室効果ガス排出量	世界の排出量全体の約21～37%				

食品ロスに関する現状

● 食品廃棄物及び食品ロスの発生推計量（H30（2018）年度）

内容	本県(A)		全国(B)		全国との比較(A/B)
食品廃棄物発生量	27.0万t	家庭系 15.2万t 事業系 11.8万t	2,531万t	家庭系 766万t 事業系 1,765万t	1.06%
食品ロス発生量	12.4万t	家庭系 4.8万t 事業系 7.6万t	600万t	家庭系 276万t 事業系 324万t	2.07%
食品廃棄物に占める食品ロスの割合	46%		24%		1.92倍
1人1日当たりの食品ロス排出量	173g/人・日		130g/人・日		1.33倍

● 食品ロスに関連する意識や状況

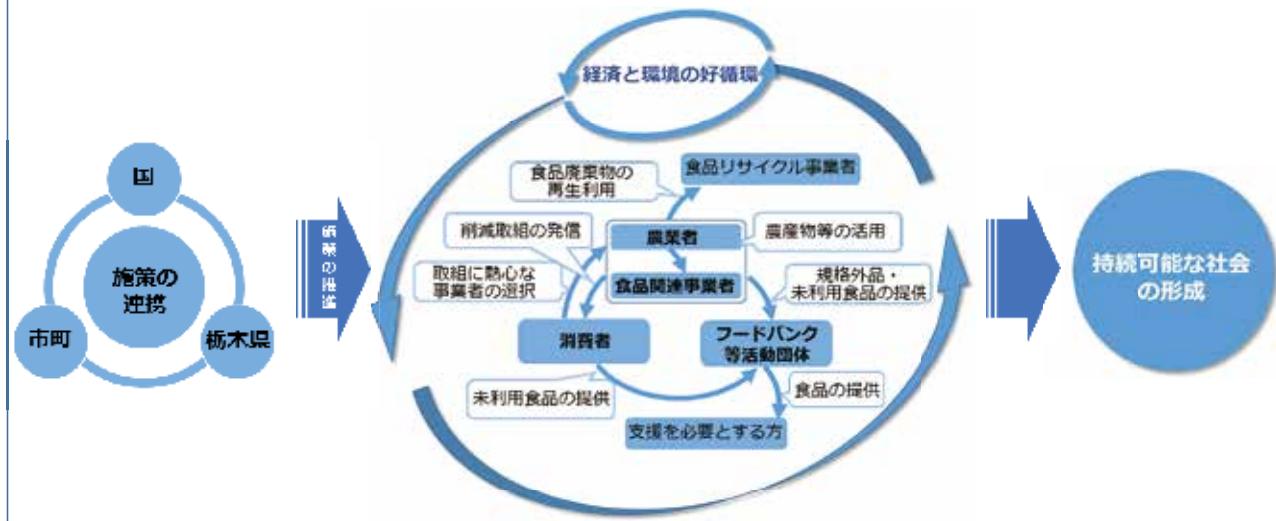
内容	本県(A)	全国(B)	全国との比較(A/B)
食品ロスの問題を認識し削減取組を実施する人の割合(R2(2020)年度)	84.9%	76.6%	1.11倍
フードバンク等の食糧支援事業を実施する市町社会福祉協議会数(H31(2019)年度)	21協議会※ ※NPO等と協働して実施するものを含む	—	—
家庭系食品ロスの発生量に関する実態調査を行ったことがある市町数 (R2(2020)年度)	4市町／25市町	—	—

食品ロス削減に向けた課題

- 多様な主体が食品ロスの発生実態やその影響、削減の必要性に関する理解を深め、自身が排出する食品ロス量を把握した上で、削減行動を起こすとともに、未利用食品や規格外品の活用を進める必要があります。
- 食品ロス削減には、市町ごとに発生量や要因に応じた対策を体系的に整理した市町の食品ロス削減推進計画策定を促す必要があります。

基本理念

多様な主体・関係者が食品ロスの実情や削減の効果・意義を理解し、
積極的な取組の実践と連携を通じて持続可能な社会の実現を目指す



10年後の将来像

- ・県民1人1人に、食品ロス削減の必要性が浸透している。
- ・多様な主体が食品ロス削減に取り組み、地域において食料資源が有効活用され、経済と環境の好循環が生まれている。
- ・もったいないという意識醸成と生活困窮者への無理がなく効率的な支援スキームが構築されている。
- ・県内の食品ロスの実態がつぶさに把握されている。

10年後の将来像の実現に向けた施策の展開

課題を踏まえた4つのテーマを設定し、各テーマに沿った施策を展開することで、10年後の将来像の実現を目指します。

取り組むべき課題	テーマ
食品ロスへの理解の深化	テーマ1 食品ロス削減意識の醸成
自身が排出する食品ロスの把握	テーマ2 食品ロス削減取組の促進
食品ロス削減行動の実践	テーマ3 未利用食品等の有効活用
規格外品・未利用食品の活用	テーマ4 市町による食品ロス発生実態の把握
市町による食品ロスの実態の把握	

テーマ1 食品ロス削減意識の醸成



SDGsと食品ロスを関連付けた普及啓発や、食育の推進を通じた食べ物を大切にする心の醸成により、食品ロスの削減意識の醸成を図ります。

施策1 食品ロスに関する理解促進

- 市町、関係機関と連携した、ホームページや啓発資材等によるSDGsと食品ロス削減に関する普及啓発
- SDGsを児童生徒が自らの問題と捉え、身近な課題の解決に向けた意識や主体的態度を育む学習活動の推進

施策2 食べ物を大切にする機運の醸成

- 市町、農林業団体、生産者等と連携した食に関する体験活動や講座、情報発信を通した食料の生産、加工、流通などに関する理解の促進
- 活動環境の整備や情報提供による食育ボランティアの確保と活動の活性化 等

テーマ2 食品ロス削減取組の促進



食品ロス削減による経済的メリットや環境への負担軽減効果に関する事業者や消費者の理解を促進し、食品ロス削減に向けた取組を促進します。

<1 事業者による取組>

施策1 食品関連事業者による食品ロス発生抑制の取組促進

- 経営診断に基づき新技術や新たな工夫を取り入れたビジネスモデルの実証事業を通じた食品関連事業者の取組の促進
- 需要予測等、AIやIoT、ビッグデータ等を活用した経営に取り組む企業の支援
- 食をテーマとする業種を超えた企業間連携の促進による県産農産物等を生かした新商品・サービス等の創出等

施策2 食品廃棄物等の有効利用

- 再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）の周知による、食品関連事業者の食品循環資源再生利用の取組支援
- 食品関連事業者による食品廃棄物の再生利用に対する消費者の理解や支援が進むような普及啓発の実施 等

施策3 食品等事業者による自主衛生管理等の促進

- 食品等事業者のH A C C Pに沿った自主衛生管理の定着促進
- 食品衛生責任者や食品関連事業者等を対象にした衛生管理や食品表示に関する講習会の実施 等

<2 消費者による取組>

施策1 消費者教育の推進

- 持続可能な社会を目指し、主体的に行動できる消費者教育の充実
- 学校における消費者教育や、消費者月間等を活用したエシカル消費に関する普及啓発の実施 等

施策2 食品の安全性に関する理解促進

- 小中学生を対象とした食品安全教室等の実施
- 県政出前講座等における県民を対象とした食品の安全性に関する講義の実施 等

施策3 消費者による食品ロス発生抑制の促進

- ごみ処理費用・燃料消費量の定例的な公表の促進
- 食品ロス発生実態調査を活用した直接廃棄された食品の購入費の公表の促進

テーマ3 未利用食品等の有効活用



生活困窮者に対する支援体制の構築や、県民や事業者の理解促進により、未利用食品等の有効活用を図ります。

施策1 地域における包括的な支援体制の構築促進

- 継続的なフードドライブの実施等、生活困窮者等に対する支援の充実
- 市町における府内関係各課との連携促進及びフードバンク団体と連携したネットワークづくり 等

施策2 規格外品や未利用食品の有効活用の推進

- フードバンクやフードドライブの普及啓発による規格外品や未利用食品の有効活用の促進
- 食品関連企業の未利用食品や府内の災害用備蓄食品等のフードバンク団体等への提供促進



フードバンクのイメージ



県職員を対象として実施した「県庁フードドライブ」で提供された食品

テーマ4 市町による食品ロス発生実態の把握



市町が食品ロス発生実態を把握し、発生の地域特性に応じた取組を促進するとともに、施策の効果を検証します。

施策1 食品ロスの実態把握の促進

- 栃木県家庭系食品ロス削減等対策検討マニュアルの普及等による市町による食品ロスの実態把握の促進

施策2 食品ロス削減対策の効果測定

- 市町等の実態調査結果による食品ロス発生量推計とごみ排出量からの効果測定
- 定期的な事業系食品ロスの発生量推計



家庭系食品ロス実態調査の様子



家庭系食品ロス実態調査で採取した手つかずのまま廃棄された食品

推進体制

「栃木県食品ロス削減推進検討会」において、関係課との情報交換や施策の検討及び進行管理を行います。

計画の進行管理

- 食品ロスの削減目標
令和12（2030）年度までに、平成30（2018）年度比で20%の削減を目指します。

【基準値】12.4万t → 【目標値】9.9万t (▲2.5万t)

- その他の目標値

テーマ	指標	基準値（年度）	目標値（年度）
テーマ1 食品ロス削減意識の醸成	食品ロスの問題を認知し削減に取り組む県民の割合	84.9% (R2 (2020))	100% (R12 (2030))
	様々な社会課題を自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合	39.6% (H30 (2018))	85% (R7 (2025))
	農業体験を複数回したことがある県民の割合	67.9% (R2 (2020))	90% (R7 (2025))
テーマ2 食品ロス削減取組の促進	一般廃棄物処理費用を公表する市町数	—	25市町 (R12 (2030))
	小規模事業者のH A C C Pの取組具合の確認 (5項目)	—	4項目以上 (R7 (2025))
テーマ3 未利用食品等の有効活用	県内小中学校を対象とした食の安全に関する講習会の実施市町数	—	100% (R7 (2025))
	フードバンク等食糧支援事業を実施する市町社会福祉協議会	21団体 (R元 (2019))	25団体 (R7 (2025))
テーマ4 市町による食品ロス発生実態の把握	食品ロス発生量の実態調査を実施した市町数	4市町 (R2 (2020))	25市町 (R12 (2030))

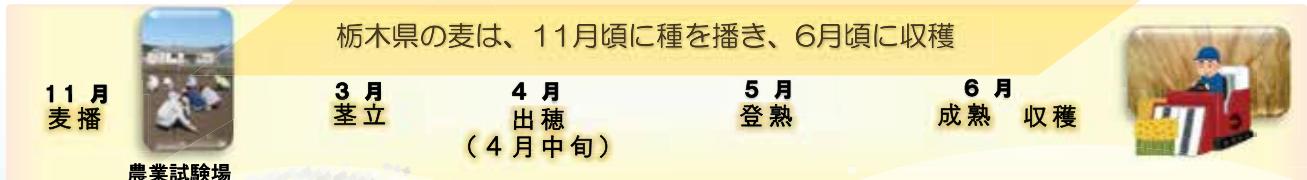
栃木県気候変動
適応
センター
通信 17 号

気候変動に強い！ 麦づくり研究

令和4(2022)年1月

渡邊麦類研究室長

栃木県の主要農産物である「麦」の気候変動影響と、気候変動に適応する品種を研究開発し、安定多収な良質品種育成を目指す「栃木県農業試験場」の取り組みを紹介します。



冬が暖かいと

気候変動により冬の気温が上がると、麦の生育が早まります。生育が進み、茎立が早まった状態で、寒の戻り等により低温にあたると、茎の中に隠れている幼穂の凍死や子実が稔らない不稔粒が発生するなどの凍霜害を受けます。

出穂5日前頃、 気温-1℃以下に、 3~4時間程度	⇒ 不 稔 粒
出穂1か月前頃、 気温-2~-3℃以下	⇒ 幼 穂 凍 死



春が暑いと

穂が出る4月中旬頃に気温が25℃以上になると、穂が稔らない高温不稔の発生リスクが高まります。



麦が登熟する5月中下旬に30℃以上の高温となり、さらに6月初旬に冷たい雨が降ると、畑で収穫前に穂から芽が出る穂発芽になるリスクが高まります。穂発芽すると、商品にはなりません。

全国に誇る育種技術で

適応する「麦」の品種開発

栃木県農業試験場では、「凍霜害リスクが下がる秋播性」や「穂発芽耐性」「高温不稔耐性」に関連する遺伝子解析を行い、品種の育成（育種）を行っています。育種は、交配をはじめてから、新品種ができるまで最短でも12年以上かかります。

これまでに県が開発した優れた品種は全国で栽培され、日本の麦生産を支えています。これからも、気候変動に強く生産安定化に貢献できる品種の育成に、取り組んでいきます。



100年以上！

ビール大麦生産量！ 日本一！



- ◆ 栃木県は、麦類（二条大麦、六条大麦、小麦、裸麦）の生産量全国第4位！
全国有数の麦作県です。
- ◆ 中でもビール用二条大麦は1917年以降、生産量“日本一”的座をほぼ毎年維持しています。

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さんへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



(大型トラック・バス)

ホイール脱着後は増し締めを確實に!



Question1 増し締めはいつ行う？

- ホイール脱着後は、走行による初期なじみによりホイールの締付け力が低下します。ホイール取付け後、50～100km 走行を目安に、できるだけ早い時期に「ホイールナットの増し締め」を行います。
※定期点検や車検でホイールを脱着した後も、50～100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めをお願いします。（増し締めも定期点検の一部です。）

Question2 増し締めの方法は？

一つのナットで締付ける方式の場合

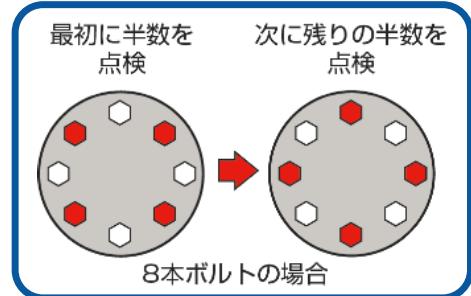
- ホイールナットを、締め方向にトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※新・ISO方式ホイールでは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一緩めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定の締付けトルクで締付けます。



[いすゞ / 日野 / ふそう / UDの大型車]
締付けトルク 550～600Nm
※その他の車両は、それぞれの指示に従ってください。

インナー、アウターのナットで締付ける方式の場合

- 最初にボルトの半数（一個おき）のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、残りのアウターナットは緩めないでください。
- 次に、緩めたアウターナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、アウターナットのねじ部、座面部（球面座）に、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。



3か月定期点検「ホイールナットの緩み点検」は、この「増し締めの方法」の要領で行います。

Question3 増し締めの記録は？

- 「増し締め」を実施した時は、タイヤ交換同様 メンテナンスノートの整備記録欄 等に、記録しておきます。
※定期点検でホイールを脱着した際には、その後のホイールナット「増し締め」をお願いしています。

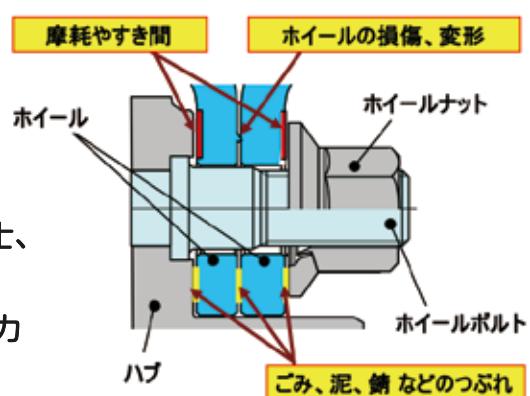
増し締めはホイール脱着後必須の作業!



Question4 なぜ増し締めは必要?

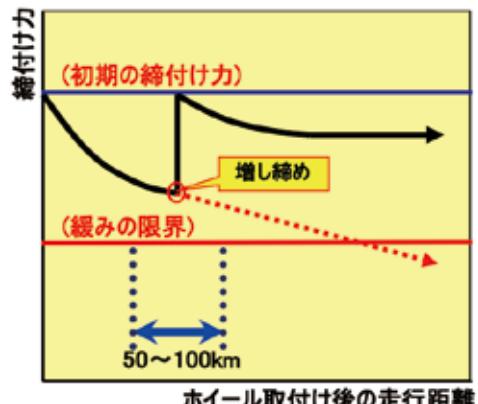
- 規定の締付けトルクで締付けても、走行すると初期なじみによって、締付け力が低下します。そこで、締付け後 50~100km 走行を目安に、規定の締付けトルクでホイールナットを再度締付けます。
- 初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面で、微細な凹凸や塗料などが、いわゆる「なじむ」ことによって、締付け力が低下していく現象です。

初期なじみのメカニズム



Question5 増し締めの効果とは?

- 初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締付けトルクで締付けても、走行に伴って、徐々に締付け力が低下します。
- 初期なじみを、そのままにしておくと、締付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。
- 50~100km 走行を目安に“一度”規定の締付けトルクで再締付けすると、なじみによる締付け力の低下幅は小さくなり、締付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。



ハブのホイール取付け面やホイールの合わせ面に、ゴミや泥、錆があると、初期なじみによる締付け力の低下が大きく、ナットの緩み脱落などに結びつきます。ホイール取付け時には、必ず清掃を行ってください。

※増し締めを行っても、ナットがたびたび緩むなどの異常がある場合は、必ずホイールを取り外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブ等に異常がある可能性があります。

初期なじみによる締付け力の低下をそのままにしておくと、
ホイールナットが緩んで車輪が脱落し、思わぬ事故につながる可能性があります。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

(大型トラック・バス)

ホイールやホイールボルト/ナットの錆に注意!



ホイールやホイールボルト/ナットの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。

著しい錆のあるホイールやホイールボルト/ナットは使わないでください!

ホイールボルト / ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆は、規定の締付けトルクで締付けても、十分な締付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト / ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト/ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト/ナットを交換してください。

ISO方式 / 新・ISO方式 (平面座)

- ナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。

※ホイールボルト/ナットを交換する際には、必ず整備のマニュアルやパーツリストなどを参照して、それぞれ適合する正しい部品を使用してください。



ディスクホイールの錆

ディスクホイールの経年使用に伴う著しい錆は、締付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

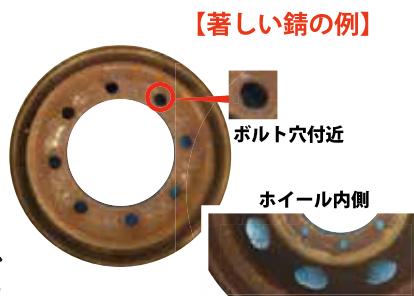
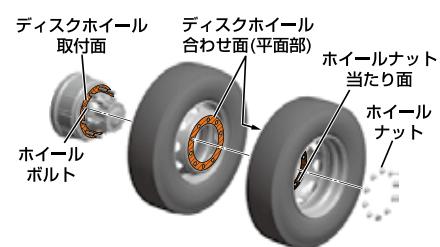
【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付け面とホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイールナットの当たり面やホイール取付け面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みによる脱落やボルト折損の原因となります。

また、ホイール取付けの際には、ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナットの当たり面、ホイールボルト / ナットの錆やゴミ、泥などを取除きます。



一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

お金のはなし（第6回 投資信託の考え方～投資スタンス・分配金～）

【ファンドの「中身」の一つひとつを気にし過ぎないことも大切です】

投資信託を持っていると、中身の個別企業の業績や株価が気になることがあります。しかしお忘れではないのは、どんな投資信託も数十の株式などに分散して投資しており、実は一つの企業の株価の動きは、**基準価額に思うほど大きなインパクトを与えない**ということです。各投資信託の月次報告書（マンスリーレポート）には、「保有比率上位 10 銘柄」が開示されています。例えば保有比率が 1% ということは、その投資信託の純資産総額の 1% の金額分だけ保有しているということです。

この場合の「金額」とは、株式なら「株価×保有株数」で求められる金額のことです。投資信託の中で 10 万株持っている株式の価格がその日 1,000 円なら、保有金額は 1 億円なので、もし投資信託全体の金額（純資産総額）がその日 100 億円だったとしたら、保有比率 1% の銘柄ということになります。

●投資信託の組入銘柄がファンドに与えるインパクト（基準価額の変動要因）

＜組入上位10銘柄＞（組入銘柄数：47銘柄）

	銘柄	国名	業種	比率
1	ALPHABET INC-CL C アルファベット	アメリカ	コミュニケーション・サービス	5.3%
2	キーエンス -	日本	情報技術	4.8%
3	ABB LTD-REG A B B	スイス	資本財・サービス	4.5%
4	日立製作所 -	日本	情報技術	3.8%

※実例として、ある投資信託のマンスリーレポートの一部を表示するものです。

※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当行取扱ファンドにおける保有・非保有および将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものではありません。

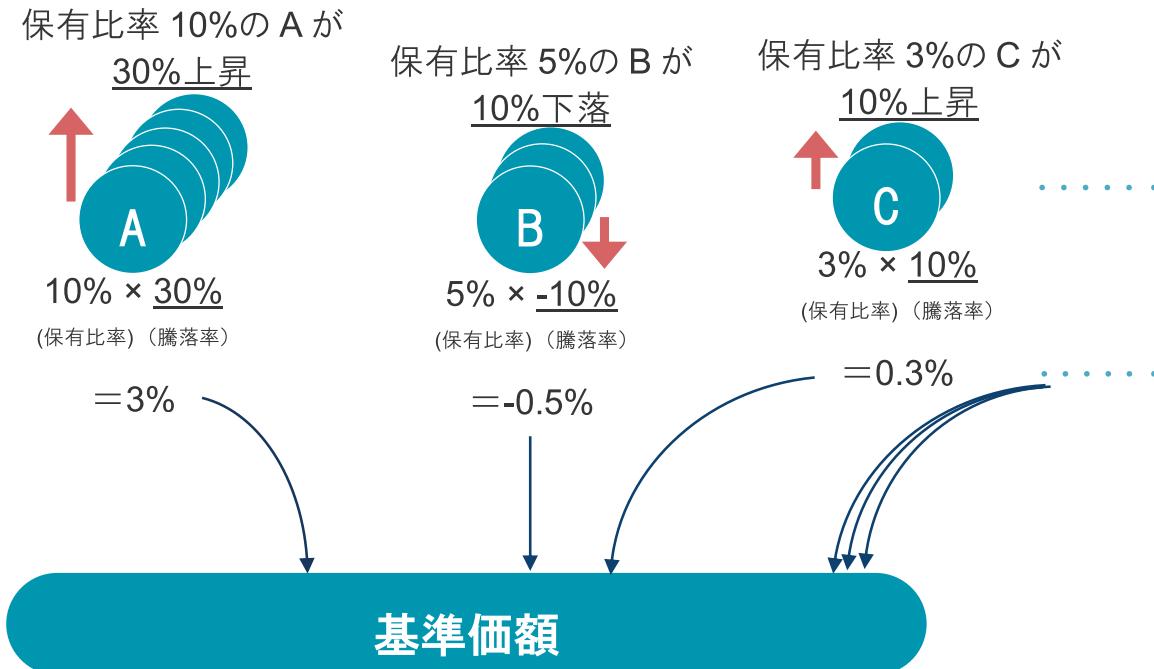
ある銘柄の価格の変化が基準価額に与えるインパクトは、その変化率に保有比率を掛けたものになります。価格が 30% 上昇した銘柄の保有比率が 1% だったとしたら、その銘柄が基準価額に与えるインパクトは、 $30\% \times 1\% = 0.3\%$ となります。「組入銘柄の一つ」の影響は思ったほどでないことが多いのです。

こうしたインパクトの全銘柄分の合計が、その日の基準価額の変化率となります。当然、高い保有比率の銘柄の価格が大きく動くことが、最も大きく基準価額を動かします。しかし、組入銘柄の全てが上がったり下がったりすることは滅多にありません。複数の資産に分散するバランス型の投資信託なら、それは尚更のことです。組み入れた株式の合計金額が下がっても、債券の合計金額は上がっているといったことが起こります。

つまり、投資信託の中身の値段は上がったり下がったりと日々「悲喜こもごも」ですが、結局のところ基準価額はそれらのプラス分とマイナス分を合計した分しか動きません。「あまり中身を気にして仕方ない。それらの平均の値段を毎日のんびりと持ち続けるのだから」くらいの大らかさが大切と言えます。

～お金のはなし（足利銀行）～

- 基準価額の変動は細かなプラスマイナスの積み重ね

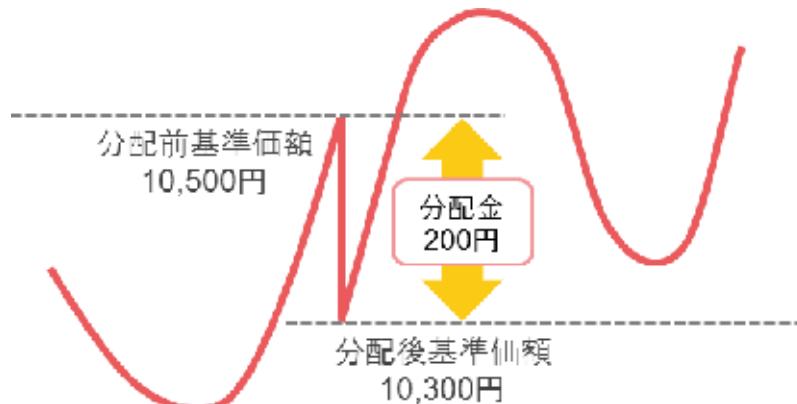


【分配は別に「お得」じゃない】

投資信託には最低でも年1回、頻度が高いものでは毎月に「決算日」が定められています。決算になると、運用会社は運用報告書の作成など法定手続きを行いますが、任意のアクションとして、分配金の払い出しを検討する場合があります。

決算が年1回の投資信託では分配を積極的に行わない場合が多く、毎月決算の投資信託では極力毎月安定的な分配払い出しをする投資信託が多いようです。しかし重要なのは、いずれの場合においても、「分配を出すと基準価額がその分だけ下がる」という事実です。投資信託という「箱」から現金を外に出すのですから、投資信託を一部解約しているのと基本的には何ら変わらないというのが分配金の考え方です。

「今度の分配はいくら出るか楽しみ」とか「いつまでに買えば今月の分配金をもらえるの？」とおっしゃるお客さまがいらっしゃいますが、おそらく根本的な勘違いをされています。今日買って、例えば数日後に分配を受け取ったとしたら、振り込んだお金をすぐに解約したのと同じことなのです。100万円買って10万円相当の分配が出たとしたら、投信の評価は90万円になっています。運用せずにすぐ戻ってくるお金にまで申込手数料を支払ってしまったと考えると、分配直前の購入は損ですらあります。



～お金のはなし（足利銀行）～

したがって分配金を積極的に、あるいは安定的に出す投資信託は、**お金を長期で増やす目的には適しません。**分配金を受け取らずに自動的に無手数料で同じ投資信託を買い付ける「再投資コース」を選ぶことができますが、受け取らないのであれば元々、毎月分配型など多頻度分配の投資信託を選ぶのは合理的ではありません。

投資信託によっては、「年1回決算型／毎月分配型」などのように、同じ運用で違う決算の「コース選択」ができるものもあります。受け取る必要はないが商品性に魅力を感じる場合は、年1回決算型（資産成長型）を選べば良いと言えます。

次回は、投資信託のファンドを選ぶ前段として、株と債券とREIT（不動産）についてご案内予定です。

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧説資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客様の“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、**あしぎんマネーデザインのホームページにアクセス**

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン



日本画のゆくえ

～継承と断絶・模倣と創造

Whereabouts of Japanese Painting

Inheritance and Disconnection·Imitation and Creation

2022年1月29日(土) - 3月21日(月祝)

開館時間: 午前9時30分 - 午後5時(入館は午後4時30分まで) 休館日: 月曜日(3月21日は開館)

観覧料: 一般 800(800円) 大学生 600(500円) 中学生以下無料(同一会場内10名以上購入)

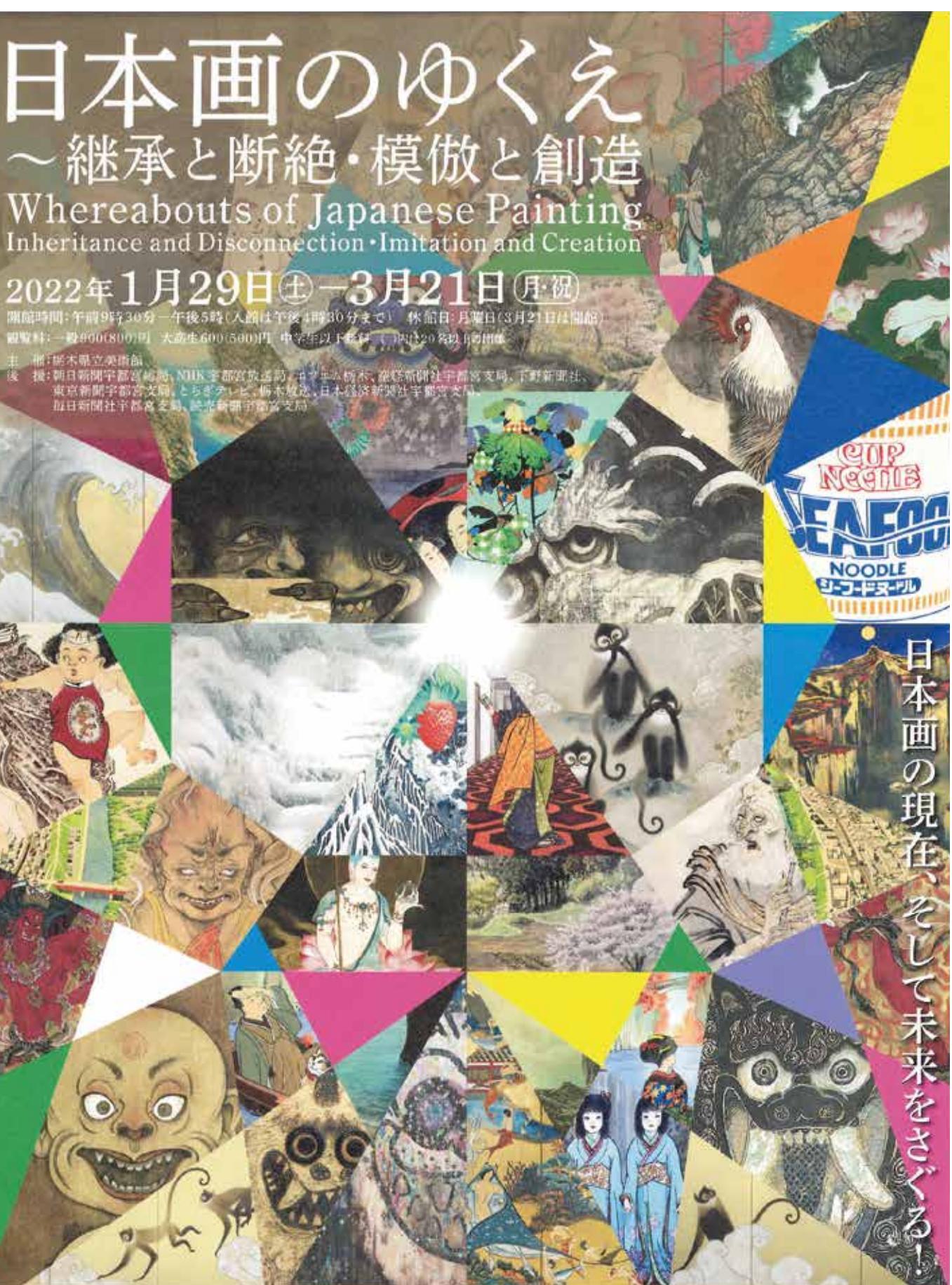
主 催: 栃木県立美術館

後 援: 新日本新聞宇都宮支局、NHK 宇都宮放送局、千葉美人梅衣、読売新聞社宇都宮支局、下野新聞社、

東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、桐本放送、日本経済新聞社宇都宮支局、

毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

日本画の現在、そして未来をさぐる!



栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

若佐博一

山崎栄藏

早川剛

飯部泰一

服部しほり

柳町貢弘

高村純二郎

木村千子

櫻俊幸

伊東正次

浅葉雅子

～栃木県立美術館からのお知らせ～

幕末から明治への転換はわが国にとって実に劇的なものであった。日本が近代国家として世界へはばたくための経済政策を推進するにあたり、さまざまな方面で西洋の技術を導入することになる。国の近代化は「美術」という新しい概念とともに日本の絵画界にも押し寄せた。18世紀後半に現れた司馬江漢による洋風画は、伝統的日本絵画の流れの上にある西洋画法の和様化ともいえるが、日本絵画の近代化は、西洋絵画藝術にとって必須である「光と影」を表現する写実的な油彩画の本格的導入をひとつの方法とした。その西洋絵画(日本における洋画)の対概念として、國の名を冠した「日本画」という用語が明治20年

代には定着したといわれている。その契機となったのが、1882(明治15)年にフェノサが龍池会の講演会で「Japanese Painting」と称して展開した「日本画優位論」だった。その後、「日本画」は日本の「公絵画」としてのスタイルを模索する時代に入る。フェノサの側近であった岡倉天心による日本美術院を中心とした新派は、西洋の絵画に負けない独自の表現形式を目指し、それに反する日本美術協会(龍池会を前身)ら保守系美術団体による旧派は、近世までの流派や画系の伝統を継承していくことになったのである。

それから時を経た現在、「日本画」は日本の「公絵画」としてのスタイルをもつて至ったのだろうか。「日

本画」は、「日本の絵画の総称」として用いられる場合が多いが、果たしてそれでよいのだろうか。また、技術的側面からすれば顔料を膠で溶いて彩色する「膠彩画」を「油彩画」と対峙させて用いるべきなのではないか。

本展では、現在日本画家として活動する気鋭の画家たちによる作品を通して、明治・大正・昭和の激動期から平成を経て令和に至る「日本画」が、その歴史上に今も存在するのか、それともビリオドを打ったのか、もしくは「新しい日本画」が誕生したのかということを問いかけたい。



沢東雅子《時間旅行・歌舞伎町でマジックに出会う》2019年



木村了子《BE MY MODEL! —写真家・猪木カイト「特別やで…おまえだけ見て撮つたる」》2014年



高村聰二郎《カップヌードル》2005年
日清食品ホールディングス蔵



関町宣弘《過日》2017年



腹部しほり《だんご三兄弟》2020年 個人蔵



伊藤正次《野仮説》2018年



服部泰一《机上のスクランブル交差点》2017年

日本画のゆくえ Whereabouts of Japanese Painting ～継承と断捨離・模倣と創造 Inheritance and Disconnection・Imitation and Creation



横山俊幸《翔竜》2009年 彩鳳堂画廊蔵



早川剛《風B0》2018年



若佐慎一《廻山拾得》2015年



山崎重良《遊弋》2014年

【開連企画】

※当日の企画展観覧券が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、予定を変更する場合がございます。
最新情報は当館ホームページ等でご確認ください。

★ギャラリートーク
(担当学芸員+出品作家)

1月29日(土)、2月26日(土)、3月19日(土)
各回とも午後2時～(1時間程度)

*事前申込み不要

*担当学芸員のみで実施の場合もあります。

【同時開催】

コレクション展Ⅳ「描かれた動植物」

栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7

Tel.028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



【交通案内】

○電車・バス

・JR東京駅から東北新幹線にて約50分

・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗り場)、

東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・御生行き」にて

「関西十文字」バス停下車 徒歩5分

○自家用車

・東北自動車道真沼により約10km、約20分

・北関東自動車道壬生により約13km、約25分

会員へのメール配信サービス始めます！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

－編集後記－

早いもので、今年も1ヶ月が過ぎました。今年の冬は寒さも厳しく、オミクロン株の猛威により、今月予定していた労働安全の研修会も吹っ飛んでしまいました。いつピークを迎えるのか心配です。重症化リスクが低いとはいえ、感染しないことに越したことはないと思います。

冬季オリンピックで日本選手も続々現地入りし、活躍が期待されます。金メダルが何個とれるか、20日まで目が離せません。頑張れ、日本！

先日、6人でワインを試飲し、そのうち一人の方がその晩帰宅後発熱し、コロナ感染が確認されたそうです。その方は、2日前に東京の飲食店で飲酒していたとのことでした。6名が長テーブルに3人ずつ座り、向かい側にはアクリル板があり、隣にはアクリル板がない状況で、2時間程度テイスティングしたそうです。発症した方は一番端に座っていたそうで、隣の方は陽性となりましたが、何故か反対側の一番遠い席に座っていた方も陽性反応で、残る他の3人は陰性だったそうです。隣の席の方と一番遠い方は、どちらかと言えば文科系で、陰性だった方は冬でもゴルフを進んでやっている体育会系だそうです。冬場ゴルフをしない私も素振りくらいしようかなと思いました。

－事務局だより－

☆ 1月13日（木）

青年部協議会第11回WEBカンファレンス～全国部会長会議～がWeb会議において開催され、五月女部長が参加しました。

☆ 1月14日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が東京都港区の全産連会議室において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 1月20日（木）

第2回役員候補者委員会がとちぎ福祉プラザにおいて開催され、菊池委員長、山口副委員長、神山委員、山本委員、田城委員、湯澤委員が出席しました。

☆ 1月20日（木）

青年部関東ブロック幹事会がWeb会議において開催され、五月女部長と山本副部長が出席しました。

☆ 1月26日（水）～27日（木）

特別管理産業廃棄物管理責任者と（更新）収集運搬課程講習会が宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。

☆ 1月28日（金）

公益社団法人全国産業資源循環連合会臨時全国正会員会長・理事長が開催され、山口副会長が出席しました。